**保護者の皆様へ**

**学習用端末の持ち帰りについて**

**令和6年 ５月１３日**

**佐賀市立春日小学校**

**本校では学校と家庭での学びのつながりを大切にし、子どもたちの主体的で個別最適な学びを充実させるため、学校で使用している学習用端末を持ち帰り、家庭学習での利用を推進してまいります。**

**このことにつきましては、保護者の皆様とともに進めていく必要がございますので、以下の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。**

**また，「佐賀市学習用端末持ち帰りに関する同意書」を5月20日（月）までに提出していただくようお願い申し上げます。**

**１ 持帰る物品**

**・学習用端末**

**・充電アダプター・電源コード（常時持ち帰るようになった場合）**

**２　家庭学習における利用方法**

**学習用端末の利用は以下の学習に係るものに限ります。（目的外の利用は禁止です。）**

・デジタルドリル

　・宿題（ワード、エクセル、パワーポイント、写真・動画など）

　・予習・復習（事前学習、授業の振返り）

　・パソコン操作（ネット検索、タイピング等）

**３　利用における注意事項**

**（１）端末等の管理について**

**・端末等は管理し、破損・紛失等のないように注意してください。**

**・破損等の不具合が生じた場合は、速やかに学校へ相談してください。**

(2)破損、紛失について

**・端末の破損等の場合、原則、修理は、佐賀市教育委員会が負担します。**

**ただし、借用者の故意、または不適切な扱いにより機器の全部または一部が利用できなくなった場合、修理、購入に係る費用は、原則、保護者の負担となります。**

・紛失、盗難の場合は、速やかに警察へ届け出を行ってください（証明書の提出により弁償は無し  
とします。）

・充電アダプターを紛失された場合、ご家庭の負担となります。

**（３）利用に関する健康管理について**

**利用する時間や環境はお子様と話し合い、健康面に配慮し、利用させてください。**

**・机と椅子の高さを正しく合わせ、目と画面との距離を 30 ㎝以上離す。**

**・長時間画面を見ないように 30 分に 1 回 20 秒程度画面から目を離して目を休める。**

**・部屋の明るさに合わせて端末の画面の明るさを調整する。**

**・就寝一時間前からはパソコンの利用を控える。**

**（４）ネットワーク利用について**

**・利用にあたり、ご家庭のインターネット回線（Wi-Fi）への接続が可能です。**

**・ご家庭のインターネット回線（Wi-Fi 等）への接続は、ご家庭で行ってください。**

**・インターネット利用時間は、小学生は６時から２１時まで、中学生は６時から２２時までとします。**

**（５）情報モラルについて**

**・個人アカウント（ユーザーＩＤ・パスワード等）は他人に教えてはいけません。**

**また、他人のアカウントの不正利用をしてはいけません。**

**・個人情報（名前、住所、電話番号等）をインターネット上に不用意に書き込んではいけません。**

**・個人が特定される情報を保存してはいけません。**

**・学習に必要のないカメラ利用、許可のない相手の撮影を避けてください。**

**・学習に関係のないサイトの閲覧・利用、学校やタブレットに関するシステムを調べる行為、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（ＳＮＳ／掲示板等への投稿）などを禁止します。**

**なお、インターネットで閲覧した内容は管理側に履歴が残ります。**

**（６）禁止事項**

**・ＵＳＢメモリ等の外部記録媒体の接続および利用を禁止します。**

**・学校から配布しているアカウント以外でのログインを禁止します。**

**・個人メール等の利用を禁止します。**

**・学校から指示のないファイルのダウンロード、ソフト・アプリのインストールは禁止します。**

**4 個人情報の取り扱いについて**

**個人情報の取扱いにつきましては、ご家庭におかれましても十分にご配慮いただきますよう、**

**ご理解とご協力をお願い致します。**

1. **家庭でのトラブルの発生について**

**(1)学習の操作が分からない場合 学校で児童から先生へご相談ください。**

**(2)インターネットに接続できない場合 各家庭で契約している回線業者様へご相談ください。**

**(3)家庭の Wi-Fi へ接続できない場合 Wi-Fi 機器のご購入元へご相談ください。**